

県指定無形文化財民族資料選補校訂編

昭和四十二年十月八日発表（中國報告）

# 下間久里の獅子舞

（周辺の研究  
由来其の他）

越谷市郷土研究会

会員

三原善太郎

# 序

さくまに再度にわたり考察を加えて内容の検討を試み出来る限り  
眞実に近いものをと思つたが、今まで中間報告に止まる事を戒念  
に思つ。過ぐる（昭和四十二年五月）香取太明神祭礼の吉日（眞尾先生、木村館長  
社教田川先生外中西会員同行の機を得て）資料櫻東家起のヒントを得第一回（元甲子西日被葬  
の中古）再度訪問の結果 資料の関連事項を収録し中間報告として発  
表するものである。結論は巻物八開後になるが了とされたり。

## 主なる争点

1. 下関久里の中世記（永鏡から元禄頃）の部落状況 松崎潤次郎氏宅の古碑二基
2. 獅子舞伝承の三五〇年前後説
3. 京都紫宸殿との因縁、及び香取神社界隈係続櫻東の金田伊右衛門達建立の社屋
4. 荒井家（新井家）大夫と行者關係 又下黒双角兵衛清の茶副福
5. 現太夫荒井商一郎宅舊古碑 行者荒井宗左衛門と其家古文書略集
6. 菩提所安國寺過去帳による荒井家 吴山
- その他 松崎家と中原家・藤田家・荒井家の役割相関性

右各項から舟戸（船渡）の新方家（不動院中込の行者）一河東一溪、石川民部等宿坊による  
関東修驗道場の權威發展等が、相関性は忘れられない事が浮かぶの  
で他研究明する必要がある。これ追検討し得たのも偏に地元各社  
前に荒井太夫公三郎氏並安國寺新井屋一郎氏松崎潤次郎氏に深く  
敬意と感謝とを捧げるものである。

# 日 次

一、県文化財指定当時の新井助三郎太夫謫逐について

二、越谷市の史蹟と伝説」の内下間久里獅子葬所係記事について

三、追浦校訂資料文獻について

1. 松崎祠次郎氏歿地内の古碑二基 (永祿二年から元禄頃迄の下間久里村落形成)

2. 法印行春荒井家の古碑道標一基 (本家古文書免許状他 墓内因保)

3. 荒井三郎本家の兩下無双角兵衛清の茶器と古文書 (太夫継承系譜稿 妻)

4. 酷駄大郎神の額 背面文字 (会司伊吉衢内と荒井家)

## 四、参考資料

1. 武藏風土記、越谷市の史蹟と伝説は図書第幾書

2. 刑土研究会祀布の印刷物各種 内 会田家資料、末田金剛院、安國寺、六村宗広山由緒著前書、大沢善辰山光明院並番東神社々縁起同松記資料、大沢 氏研究

記録、樹高獅子舞古文書考

3. 行若縁起書(抜粹) 岩吉家文書

## 五、其の他

※ 県黒形文化財指定（昭和三ヒ年三月治日）当時の太夫新井勘三郎氏講述文書を中心にして伝説と古来を見て、獅子舞系譜の位置と横綱信濃舟の直系か傍系か。時代と遭遇など説明試験を尋ねて観察する。その真偽は果して何れかと、其の機会を俟つたが、遂に到來と月と九月の二回以上前二回は自分の興味と関心とを喚起すると同時にかつて民族芸能を調査中得た資料と以此て比較すると若干の相異点を発見し、其の関連性を研究して見たいと云うのが目的であつた。

市社教園係者並郷土研究会にて資料を得て比較検討稿、プリント印刷し所見を記載した後再度、七月十五日祭礼当日 東京御宿尾先生来市の初隨伴して其の演言を得て資料を複数し調査検討後九月廿四日彼岸の中日に木村鶴長観察院内を終り、周辺をまとめる機会を得て、に発表する。  
結果 周辺は凡そ絶論を見出す事はできども、肝心な所が卷物未公開のため予断はできない。勿論結論が得られぬ。直つて中間報告に過ぎない。敢えて周辺の研究者とするゆえんである。

結果的に見て、此の研究がどれ程価値が有つたか。又価値判断の対象が文献のみ重音が考える方口反論と否定に終るだろう。又一方現地の方々は迷惑だったと苦情が出るかも知れない。何れにしても其の衝に当つた私自身に帰着する。然し現地の未公開文書のため徒らな無駄があり訂正削除の餘裕を得なかつた事に戒めに思ふ。諸資料検討の上関連事項の累進が序稿に於て、既刊印刷物にも影響する箇所も在るので了然してほしいとおもつてゐる。更に新しい事実の発見によつて修正追補の早からんことを切望する。

※ 下面久里に関する限り秘巻の公開なき限り凡そ從勞に終るだろうと思うのみ。

# 一 下西久里の獅子舞の由来と伝説について

この舞は三五〇年頃前……云々

この仮定に立つて真鑑を資料に依つて検討するに「当らずとも遠からずと思われる。今その時代とその背景とを考察し、郷土下西久里邑の状況を推察して見よう。

慶長二七年（一六一三年） 総川家康の所領となつて二十二年目になる。家康の農民政策も浸透して幕府の政治に反抗する者も西東方には少く、財政推持の税制も確立した頃で、地方有力者えの役私割振りも一応成った頃である。

次に下西久里邑はその住民の大部が、永禄年間に川田原城主北条家が西東管領上杉家連合軍と対立した頃、陸奥伊達正宗及相馬軍と越中一向一揆の連合軍を配下とする一軍の進駐せしめ自らの武将と共に居住を許し下總国としたが天正十八年秀吉に亡されて武州新方領として家康に与えられた土地で敗軍の北条一族及連合軍將士の居残者（帰農者）が開拓し部落を形成したそれが漸く安定した生活が錦守神中に氏子も出来それに獅子舞を勧請したことなどが推定される。

京韻紫宸殿より繼承したと……云々

これと関連する事項は、越谷町会田家出身の尊慶大和尚が介在した場合の事及新方家の不動院宿坊が開設した場合である。前者は新義寺真言宗智山派猪瀬院、末田金剛院並千葉戊辰山新勝寺が鶴巣不離にある高僧であるし他方新方領不動院が石川民部なる石田氏部一族とすれば其の始祖は大政官八君の武政總督の重臣で九一人もの没入で構成され京韻紫宸殿に直結し得る。この两者と荒井法印行者が關係ある時は宇治山田京都大藏民部西脇と勧請し番る。此前に会田家一族の新井又兵衛は浮び上る。

詳細は後記にゆづることとしても（貞参照）あながち根據が無いことは言えない。眞朝と紫宸殿、大輔弘と早瀬田の關係で成立する。只神樂の精神と形式面でその表現を獅子舞におへ条件で了解事項を以つて象戦の淵源深き智積寺尊慶（惟信正大和尚）と不動院大僧都との眞詔事歴で地方の權威深摺に権威取扱ひとした事も伝承にある目がつぶれるにつむがあるかも思われる。原因は会田家同門の権信正尊慶と新井又兵衛一族の新井をばかり荒井角兵衛なる獅子角兵衛の継を付したものか。格式と權威が續が極秘が時代の所産か云々。如上の観點から時代日式識画清玉新方領となつてからで下級國でなくなりた新方若狭母以波であることは確実である。が然し系譜の上から見れば異例のことぞ前出上野住人太藏三郎のいきさつも一考を要する。爾後同じ上野住人藤本坊常慶によつて獅子舞の表現形式を承継き格式と權威を紫宸殿に勧請したのがも知れない。獅子舞は常慶で後に紹介者会田（尊慶）氏の方で大藏三郎系の京齋直通となりたのかも知れない。而し武藏画の正家派は横濱信濃守とある以上これとの關係も検討すべきである。所で横濱の名は徳川家康の御名代として日光東照宮え名刀奉納のため代参した前田伊豆守の書状（代參報告文）の中に、ナ一名の中の和六番目に横濱駿河守の名がある。前田伊豆守と同格以上の家康側近有であつた事だけが判する。この家柄とすれば寺社奉行位は勲めたかも知れない。詳細を知るために埼玉大学の釋教授に紹介中である。この人を通じた継承者ではない様にも思われる。而し山形市石山文善の常陸國え伝つた獅子舞の獅双角兵衆獅子この関連性は失われることになり「兩不」と「天下」の二文字を分つて究したもののかも知れない。今一度新井又兵衛事新井角兵衛から子息新右衛門事ヒシ助（元織ハ年五月父が荒井家の祖先と謂すれば横濱殿継承は成立する。

永禄から天正十八年止は北条氏房氏邦を領主とする 下總画時代 会田家 新井家はそれに屬す  
 天正十八年以後秀吉の勝利により家康に与えられ武藏画新方領となる。（藤田家は豊臣の残党民部也）  
 永禄頃北条方の連合軍たゞし奥州（福島原）宇達家の臣たりし 松崎家

-6- 二、越谷市の史蹟と伝説について

「この獅子舞は現香取社には關係はない」云々 「これは誤りではないかと思う。」

「これは誤りである」とすべきである。今その例証をあげて考察を加えよう。ある日十五日祭礼の當日 東京宿尾しげを先生お出の節とて御歎言を得て 善取神社に掲げた額の背面文字に注目し文に

曰く

背面

徳文化十三年正月丙午建

千時宝永子歲

越谷町 会田伊右衛門

江戸大門通三河屋平兵衛

奉納神事寄詔願成就

二月 吉祥日

吾語入 下町久里邑

新井 平 右衛門

正面 開基印

注 開基印 文面不詳

大字 隸体なり

北畠 草体 落款は一宮彌宣と判読される。

筆者は 千葉県佐原市一宮彌宣北畠と号する方と見る。香取神宮の神官であろう。この直筆を得るに先ず少神奉安の神殿修築記念の特別揮毫と見る。書法人は新井平右衛門であるが 創建当時の宝永子年会田伊右衛門について調査の結果 家を継いだ翌年四二才佐松親に寄進したものと思われる。

年譜參照

嘉永六年	天文元年	一六〇〇	伊右衛門	元禄七年	天保四年	二八
八年	天文二年	一六〇一	生る	九	天保五年	二九
九年	天文三年	一六〇二		九	天保六年	三〇
十年	天文四年	一六〇三		十	天保七年	三一
十一	天文五年	一六〇四		一〇	天保八年	三二
十二	天文六年	一六〇五		一一	天保九年	三三
十三	天文七年	一六〇六		一二	天保十年	三四
十四	天文八年	一六〇七		一三	天保十一年	三五
十五	天文九年	一六〇八		一四	天保十二年	三六
十六	天文十年	一六〇九		一五	天保十三年	三七
十七	天文十一年	一六一〇		一六	天保十四年	三八
十八	天文十二年	一六一一		一七	天保十五年	三九

元	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一
天	和	辛	酉	申	午	巳	辰	卯	寅	亥
元	己	戊	丁	丙	乙	甲	癸	壬	癸	壬
禄	午	巳	辰	巳	辰	巳	辰	巳	午	未
元	未	午	巳	辰	巳	辰	巳	辰	巳	午

新宿  
下宿  
武州  
取神社  
御子守  
社有  
模様

仙都  
永濟坊  
信承とある

正	德	元	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一
享	保	元	己	未	未	未	未	未	未	未	未	未
五	四	三	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一
一	七	一	七	一	七	一	七	一	七	一	七	一
七	九	一	七	一	七	一	七	一	七	一	七	一

金剛大菩薩會

毘盧社華嚴

川辺領主  
和村朝郎  
松浦兵部  
少輔  
子  
を  
伝えたりと

元	文	元	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一
文	元	元	己	未	未	未	未	未	未	未	未	未
元	延	元	三	二	三	四	五	六	七	八	九	十
元	延	元	一	七	一	七	一	七	一	七	一	七
元	延	元	一	七	一	七	一	七	一	七	一	七

我宣誓入

被年寺事にて歸く。

95

74

73

72

71

70

69

68

67

66

65

64

63

62

61

60

香取大神神由來不詳なれど社屋再建の年代を逆算推定して、明示された年号をたゞれば母語入新井平野内代文化十三乙未年再建故一〇八年頃に会田伊右エ門建立の年号は室永子立年（ヒロハ年即ち二五九年前に当り文化十三年迄一四一年経過したことになる。仮に慶長一七年（大ニニ年）から元和三年頃（一七八七年）が下同久里邑が安定期である頃とすれば三五五年前（三五〇年前となる。この頃の時代背景は秀吉から家康所領となつて二十二年経過し、家康の農民政策も一般にゆきわたり、隠農落士も反乱の色なく、村落も又平穡を願い、家康又土地の有力者功劔者を起用し、役村役割の果した頃と推定される。

下同久里の開拓者の多くは、永禄の頃北条氏属下の一族（勝利者側）の定住が先駆をなし、これに組した奥州伊達家と相馬家の幕下並北条直系の下臣と見られる。更に一箇一様の介入等があるが天正十八年秀吉の為北条七びて家康所有になつて下總国をきて武藏國となり、その中心は新方家に移つた。之が向山の陣屋や舟戸（船渡）との関係が深まり、兼田家はこの頃の転住と見られる。それで現在の例を見れば先ず新井家は——北条直系、会田家同族の越井と見られる。更に神明下より歴運あると思われる。

松崎家は—— 鎌洲伊達家所属の北条方との協力者、その公孫団が中原家などである。

藤田家は—— 新方領整理に當る若狭守の幕下で旧北条家に属し、下同久里にも天正以後居住せし者と思。この推定は古文書新井家菩提寺過去帳、会田家資料、女ヶ村宗山資料、末田種金所蔵、武藏國土総、越谷史の古蹟と伝説の関係如何を整理發展的考察を加えたものである。

齒地元、松崎駒次郎氏屋敷の古碑は此後当該地区の草わけとして且武将の無帶襷に立つ現れである。且つ配下柱民の安穀を祀る三尊は部落民との想いやりでもある。子孫も御菴指導の役割として医師及神主などがそれを物語るか。藤田家は庄屋たゞし中宋の藤田新左エ門平信吉の一族として新方家に必要な家柄と思われ新方領の派遺者が田代し、一脉の將で家康方にも順応し信託を得て定住者と稱される。以上考察加えて京口が、本筋の御子舞であるが慶長十七年から元和の初期を見てあつまりはなさそうである。又京口の紫宸殿との關係は香取神社建立以後、元和六年からは密接な関連の上に立つてゐる事を観及界の由

文書が証明している。昭和元年七月落成の頃と香取大明神社同月に荒井平兵衛卒名文助事にて知られる。その妻夫法印の死後尼となつて智尊禪尼へ元禄十三年十一月六日入巖すと靈位碑に見えり。

## 荒井家資料により左記事項が解明される。

「軸物」雨下無双角兵衛清」の銘あるは

新國寺過去帳より文化二年正月十日入滅の法印  
荒井新右エ門の隣、清善辨弘信寺代の白筆の讚  
改名後によづる。

絵の筆者下方に墨痕あれど判読できず。写真焼付後発見した故此後にゆづる。  
雨下とあるが、アメは雨にあらずして「天」のアメと解したい。理由は言葉によつて伝えられたものを漢字に当てたもので他意はないものと思う。絵の中の角の頭にも金文字で雨下無双角兵衛と書かれている。表題は同じ裏面の上部に明治廿年未六月十五日、側に雨下無双角兵衛、その下部に住居と書善看氏名がある。武州埼玉郡新方領下向久里村、荒井新右エ門とあり、從来書かれてあつたビに貼り付けてある。

## 二、免許状の古文書について

荒井家本家所蔵 九月廿四日三原邦夫撮影 木村館長当主三畠氏賛

この古文書は、行着系統を探す只一つの物件である。只時間遅くしてその先は此後に譲る。

此所で云えることは、分家堀木夫荒井勝一頭宅隔に在る古碑（中西氏攝影七月十五日）の荒井宗右門と同一人である。天明四年辰三月建立時は法印ではあつたが襲名前の宗右衛門で同年八月初段免許を得て新石衛門となつたことを物語るものである。（一七八四年で一八三年前のこと）

この碑 荒井勝一部宅隔とこの文書

荒井三郎氏蔵談話  
夏令舟中（再調査九月廿四日）は太夫系譜を

語る唯一のものとなる。保存本との旨記録とすることが先決である。

以上兩者の関係を見て「老林舎 晓庵」の名は果して何處に在つたのか。そしてその素性はどう追究

## 初段免許之事

禁組之傳

稍中段下段之裏

春々起等路清之傳

ツボミ雨し争

カキツバタ一花一葉之傳

右之様ニ口伝相違無御座候以上

天明四年辰八月

老林舎

曉鳴

荒井新右衛門殿

註 荒井勝一郎太夫敷地の道標  
上右 荒井三郎氏蔵古文書

(A)

麻

不<sup>サク</sup>  
観音

奉納大乘妙典供養

戒應定國

勢至

天明四辰三月

正面と圖示参照

武州埼玉郡下酒多里村

行者荒井宗右衛門

側面向テ左

(C)

(B)

向テ右側面

荒井

無双笛兵衛繼承者

代々荒井新右衛門

第一番大之助へ新右衛門  
安國寺也碑による。

上野藤本坊常慶→武州横瀬信濃守→荒井新右衛門

一代 大之助

二 と之助

三 渥眞靈鹿善自信士

正譽援現信士

荒井新右衛門(家有門)

清養辨弘信士

勝善了照信士

充善暢達信士

欠

十九 平順之助

二十 新井勘三郎

二一 荒井勝一郎

以上

荒井家が新井家の内屋

元末 新井家の出であるが下南久里輒往頃はやかく

荒井としたものであろう。中邊に新井とも阿良井とも書い

たのが古文書に載見する。

※

行者 法眼について

行者は殺の行者に始まり(奈良朝信州ア穂山にて箭行斬食して)  
修驗道場となし後出羽國羽黒山月山湯殿山金峯山高海山を経て  
大和に歸る。祭神は大日如来觀音菩薩、不動尊跟吉尼天及び  
大黒天で精物は法眼耳である。

平安時代に弘法大師が高野山紀州熊野山に詣びつき一向上人と  
一廬上人により大衆佛教普及と同時に淨土宗・高宗等につながる  
鎌倉時代以降この大家佛教を政策優先の真とす。六部様の全國  
興盛六十大頭也。大日如來の御示現と称し、実は賴朝の義經死  
党裔りである。以下六十六部様起書抜粹を参考にせられたい。

金子源次郎

松崎源次郎

中原長次郎

新井平八

新井新三郎

縁起書は山形市飯塚町岩田町建武町戸（昭和廿八年八月）天武天皇時代三十三ヶ国として行基菩薩の願を入れて他の水國を加えて六十六ヶ國となすと。こゝに六部なる舊釋語が由來。故六十洲の事亦同各國と奉納祭神火の如し。顯朝天下を平らげ度を指し御應す。

畿内 五ヶ國 五善財

中國 十大ヶ國

関東 八ヶ國

流紫 九ヶ國

西國 四ヶ國

南漢 六ヶ國

東海 十五ヶ國

北洋 七ヶ國

三島には佛法僧の三宝

松崎翁次郎氏之先祖 紋章「かたみ」

側面

箕州 落士下向久里邑  
松崎東左衛門

背面 文印

天明五年  
麥寺之灵

二月廿八日

御経本底の豆那 中宮太夫進養生是也

備前之豆那 平大夫 今大膳大夫大江廣元是也

本願主顯朝房共治六人也 内願縁聖人二人有則時正坊

今北条四郎處江守時政是也 同聖景時坊 一紙半錢之

因縁勅進聖 与縁信總司溝原平之景時是也。

遊縁聖者有十三人

一番者 源大滑太夫判官源九郎義経現じ給ふ。義経坊

二番者 今之間馬十郎權守兼房也

三番者 今之武藏坊井慶是也

以下十六番者重清坊 今之龜井六郎重清是也。

今之龜井六郎重清是也。

永禄二年三月

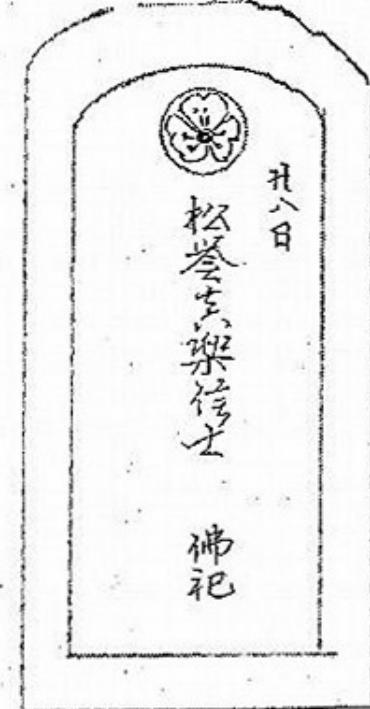
松崎信左衛門信康

永禄二年三月

松崎翁次郎氏之先祖 紋章「かたみ」

丸八日

松峯寺樂信士 佛記



下向久里を語る碑

正面 上荒字休吉三郎  
中少將  
左衛門  
大曾根  
觀音像刻入

上へわれに所ニ梵字がある。